

# 行政による同和対策の歴史

## 同和問題解決は国の責務で国民的課題

### 同和対策の基礎となった審議会答申

同和問題への取り組みは、戦後、次第に本格的に行われるようになりました。

年	項目	実施主体等
1951 (昭和26) 年	「全日本同和対策協議会」結成 (後に「全国人権同和行政促進協議会」に改称)	同和問題に取り組む 地方公共団体
1953 (昭和28) 年	同和問題解決のための地域の拠点施設として隣保館設置についての予算を計上 ➔ <b>国の同和行政の始まり</b>	厚生省 (当時) ※共同浴場の設置など 環境改善が中心
1958 (昭和33) 年	「同和問題閣僚懇談会」の設置	内閣 ※関係各省庁の行政施策に 同和対策を取り入れる
1961 (昭和36) 年	「同和対策審議会」の設置	総理府 (当時)
1965 (昭和40) 年	「 <b>同和対策審議会答申</b> 」	同和対策審議会
<b>1969 (昭和44) 年</b>	<b>「広島県同和対策基本方針」決定</b>	<b>広島県</b>
1969 (昭和44) 年	「同和対策事業特別措置法」(同対法) 施行	
<b>1970 (昭和45) 年</b>	<b>広島県同和対策事業行政施策の方針 同和教育行政施策の方針</b>	<b>広島県 広島県教育委員会</b>

### 同和対策審議会答申 (抜粋)

答申は、その前文で、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と述べています。そして、対策の具体的な取り組みとして、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業・職業の安定、教育文化の向上、基本的人権の擁護などを内容とする総合的対策がとられるべきであると提言しています。

この答申を受け、1969 (昭和44) 年に「同和対策事業特別措置法」(同対法) が施行され、本格的に同和行政が推進されることになりました。

## 特別対策による成果

同和対策事業特別措置法の目標は「対象地域の住民の社会的経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消すること」とされ、同対法による事業は13年にわたって行われましたが、なお継続の必要性があると認められたため、次の取り組みが実施されました。

年	項目	実施主体等
1982 (昭和57) 年	「地域改善対策特別措置法」施行	
1987 (昭和62) 年	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法) 施行	
1996 (平成8) 年5月	「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」(意見具申) ➔ <b>人権教育・人権啓発</b>	総理府 (当時) 地域改善対策協議会 (地対協)
1997 (平成9) 年3月	地対財特法の延長 (5年間) ※一部の経過措置を必要とする事業のみ	

### 同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について (抜粋)

21世紀を「人権の世紀」とであると位置づけたこの意見具申では、これまでの特別対策により生活環境（道路、住宅など）の改善など、物的面では大きく改善されましたが、「今後の主要な課題は、依然として存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の是正、差別意識を生む新たな要因を克服するための施策の適正化である」とし、さらに、「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべき」と提言しました。

これを受けて、地対財特法は一部の経過措置を必要とする事業のみを対象として1997（平成9）年3月に5年間延長されましたが、その他の事業は一般

対策により対応することになりました。こうして同和対策の施策の重点は、差別意識の解消に向けた取り組みに移りました。

### 差別意識の解消に必要なものは 求められるのは人権教育・啓発

1996（平成8）年の地対協の意見具申を受けて、人権の擁護に関する施策の推進について国の責務を明らかにし、必要な体制を整備するため、「人権擁護施策推進法」が1997（平成9）年に施行されました。この法律に基づいて設置された「人権擁護推進審議会」は、1999（平成11）年7月、人権教育・啓発に関する答申を行いました。

年	項目	実施主体等
1997（平成9）年3月	「人権擁護施策推進法」施行	
1999（平成11）年7月	人権教育・啓発に関する答申（第1号答申）	法務省 人権擁護推進審議会
2000（平成12）年12月	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行	
<b>2001（平成13）年12月</b>	<b>広島県の同和対策事業の見直し</b>	<b>広島県</b>
2002（平成14）年3月	「人権教育・啓発に関する基本計画」	閣議決定
<b>2002（平成14）年5月</b>	<b>広島県人権教育・啓発指針策定</b>	<b>広島県</b>
<b>2002（平成14）年11月</b>	<b>広島県人権啓発推進プラン</b>	<b>広島県</b>
<b>2002（平成14）年12月</b>	<b>広島県人権教育推進プラン</b>	<b>広島県教育委員会</b>
2016（平成28）年12月	部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）施行	

#### 人権教育・啓発に関する答申（第1号答申）（抜粋）

この答申で、日本には様々な人権侵害があるとし、同和問題については、「結婚問題を中心に、地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在している。就職に際しての差別の問題や同和関係者に対する差別発言、差別落書などの問題もある」と指摘しました。さらに、「人権教育・啓発をより一層

推進し、国民一人一人に人権尊重の理念についての正しい理解が十分定着するよう努めることが極めて重要」として、学校・社会・家庭における人権教育の向上、効果的な人権啓発、人権にかかわりの深い特定の職業従事者の研修の充実などを提言しました。

#### 人権教育・啓発に関する基本計画（2011(平成23)年4月一部変更）

ここで同和問題は我が国固有の重大な人権問題とされています。戦後は特別立法で様々な施策を講じてきて、同和地区と一般地区における物的面での格差はほぼ解消されたため、今後は差別意識の解消に向け人権教育・啓発に取り組むことが明記されています。

#### 広島県人権教育・啓発指針

県が実施する人権教育・啓発についての基本方針を定めたもので、県民が人権尊重の意識を高め、互いに人として尊重し合い、だれもがいきいきと生活できる社会づくりを目標としています。

#### 部落差別に関する新たな法律が成立・施行

このような取り組みのなか、2016（平成28）年12月、部落差別解消を目指し、教育・啓発の推進を柱とした「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立・施行しました。この法律については、このパンフレットの20ページでくわしく説明しています。

